

四日市市都市計画まちづくり条例施行規則をここに公布する。

平成19年12月28日

四日市市長 井上哲夫

四日市市規則第56号

四日市市都市計画まちづくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、四日市市都市計画まちづくり条例(平成19年四日市市条例第52号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(都市計画の決定又は変更が軽微なもの)

第2条 条例第6条第2項に規定する都市計画の決定又は変更の内容が軽微なものとは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第15条各号に規定する軽易な変更
- (2) 都市計画事業の施行又は都市施設の整備に係る都市計画の変更において、既に事業区域内及び周辺住民に対し十分な説明等が行われているもの
- (3) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第8条第4項に基づき公共施設等を設置する旨の通知があった生産緑地及び同法第10条に基づく買取り申出があり同法第14条の規定により行為制限の適用を受けなくなった生産緑地並びにこれらに伴い同法第3条第1項第2号に規定する面積要件を満たさなくなった生産緑地を生産緑地地区から除外するもの

(公述人)

第3条 条例第6条第4項に規定する公述人は、市民及び土地所有者等の中からこれを指定する。

- 2 公聴会に出席して意見を述べようとする者(以下「公述申出人」という。)は、公述申出書(第1号様式)を市に提出しなければならない。
- 3 市は、公述申出人を公述人として指定するものとする。ただし、意見の趣旨を同じくする公述申出人が多数であるときは、意見の趣旨を同じくする者ごとに5人を限度として公述人を指定するものとする。この場合において、意見の趣旨を同じくする公述申出人の数が5人を超えた場合は、公聴会の開催場所において当該公述申出人2人以上の立会いのもとに抽選により選定する。

4 市は、公述人を指定し、又は選定したときは、公述人指定通知書（第2号様式）により公述申出人に通知するものとする。

5 公述申出書を提出し公述人として指定された者で、公聴会を欠席した者については、公述人としての指定を辞退したものとみなす。

（公聴会）

第4条 公聴会の議長（以下「議長」という。）は、市職員のうちから市長が指名し、公聴会を主催する。

2 公述人は、10分の範囲内において議長が定める時間内で意見を述べなければならない。ただし、議長が必要があると認めたときは、この限りでない。

3 公述人は、公聴会において当該公聴会に係る都市計画に関する意見以外について述べてはならない。

4 議長は、公述人が前2項の規定に違反したとき又は不穏当な言動があったときは、その発言を制止若しくは禁止し、又は退場を命ずることができる。

5 公述人は、原則代理を認めない。ただし、公述人が健康上その他やむを得ない理由により、自ら公述できない場合においてあらかじめ市長の承認を得たときは、代理人に意見を述べさせることができる。

6 議長は、公述人に対して質疑することができる。

7 公述人は、議長に対して質疑することができない。

（公聴会の傍聴）

第5条 何人も、次に定めるところにより、公聴会を傍聴することができる。

2 傍聴を希望する者は、公聴会開催時間の10分前までに傍聴の受付をしなければならない。この場合において、傍聴を希望する者が傍聴人の定員に達したときは、議長は傍聴の受付を終了し、受付を終了した者を傍聴人とする。

3 傍聴人は、議長の指示に従わなければならない。

4 議長は、傍聴人が公聴会の秩序を乱し、又は不穏当な言動をしたときは、これを制止し、又は退場を命ずることができる。

（意見書の提出）

第6条 条例第9条の規定により意見書を提出しようとする者は、地区計画等の原案に対する意見申出書（第3号様式）を提出しなければならない。

2 前項の場合において、当該地区計画区域外に居住する者が意見書を提出しようとするときは、利害関係人であることを証する書面を添えるものとする。

（都市計画提案手続）

第7条 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）第13条の4第1項及び条例第15条第2項に規定する都市計画の提案は、都市計画提案書（第4号様式）によるものとし、次の各号に掲げるもの（当該各号に掲げる添付書類がある場合はそれらを含む。）を添えて提出しなければならない。

(1) 省令第13条の4第1項第1号に規定する都市計画の素案として作成する提案説明書（第5号様式）

ア 総括図（都市計画の決定又は変更の状況の分かる縮尺25,000分の1以上の都市計画図に提案区域を明示したもの）

イ 計画図（縮尺2,500分の1以上の都市計画図に提案区域その他必要に応じ提案内容に関する制限の区域を明示したもの）

(2) 省令第13条の4第1項第2号に規定する都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条の2第3項第2号に規定する同意を得たことを証する書類として作成する都市計画提案同意書（第6号様式）

ア 提案区域の公図の写し（提案区域、土地の所有権又は借地権を有する者、その他必要に応じ都市計画の素案における制限の区域を明示したもの）

イ 提案区域の土地所有者等の一覧表（土地所有者等の氏名及び住所並びに有する権利及びその土地面積を記載したもの）

ウ 提案区域内の土地の登記事項証明書

(3) 省令第13条の4第1項第3号に規定する計画提案を行うことができる者であることを証する書類

(4) 提案に係る区域内の土地所有者等に対する提案内容の説明並びに意見聴取の経緯及び内容に関する事項を記載した土地所有者等への説明の経緯に関する資料（第7号様式）

(5) 提案区域及びその周辺への環境等に配慮したことを示す周辺環境に配慮した資料（第8号様式）

（都市計画提案に係る提案者への回答）

第8条 条例第16条第2項及び第17条第2項に規定する都市計画提案を行ったものに対する通知は、都市計画提案に対する回答書（第9号様式）により行うものとする。

（地区まちづくり構想における地区の定義）

第9条 条例第18条に規定する地区とは、一連のコミュニティが形成されてい

る小学校区又は地区市民センター若しくは楠総合支所の所管する区域など従来から一体的な地域社会活動が行われている一定の広がりを持った区域とする。

(地区まちづくり構想策定委員会の設立及び認定手続)

第10条 条例第19条第1項に規定する地区まちづくり構想策定委員会を設立しようとするものは、地区まちづくり構想策定委員会認定申請書(第10号様式)を市に提出しなければならない。

2 市は、地区まちづくり構想策定委員会を認定し、又は認定を取り消したときは、当該団体の代表者に対し、地区まちづくり構想策定委員会に対する通知書(第11号様式)により通知するとともに、その旨を公表するものとする。

(地域・地区別構想の決定案の作成)

第11条 条例第21条第3項の規定により意見書を提出しようとする者は、地域・地区別構想の決定案に対する意見申出書(第12号様式)を提出しなければならない。

(地域・地区別構想の策定)

第12条 市が、条例第22条第2項に規定する地域・地区別構想を策定した場合は、当該地区まちづくり構想を提出した地区まちづくり構想策定委員会に対して地域・地区別構想決定書(第13号様式)により通知するものとする。

(四日市市土地利用調整会議の設置)

第13条 市は、都市計画の決定又は変更の必要性を判断するために関係部局間の調整を図る機関として四日市市土地利用調整会議を設置する。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

年 月 日

(あて先)四日市市長

住所
申出人 氏名 印
電話

【申出人が法人の場合は主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名】

公 述 申 出 書

四日市市都市計画まちづくり条例施行規則第3条第2項の規定により、公述人になることを希望しますので申し出ます。

		整理番号
公述に係る都市計画		
公聴会の開催日時		
公聴会の開催場所		
申 出 者 の 区 分	本市の区域内に住所を有する者 本市の区域内に事務所又は事業所を有する法人 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 本市の区域内に存する学校に在学する者 土地所有者等	
	上記 ~ に該当する場合は、所在地、名称、又は権利関係を記入して下さい。 所在地) 名 称) 権利関係)	
	代理人を希望する (理由：)	
意見の要旨		
(事務処理欄)		

備考

公述人は原則、代理を認めない。ただし、公述人が健康上その他やむを得ない理由により、自ら公述できない場合においてあらかじめ市長の承認を得たときは、代理人に意見を述べさせることができる。

第2号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

住所

氏名 様

四日市市長

印

公述人指定等通知書

四日市市都市計画まちづくり条例施行規則第3条第4項の規定により、あなたを公述人に

〔 指定 〕
〔 選定 〕 しましたので通知します。

整理番号	
公述に係る都市計画	
公聴会の開催日時	
公聴会の開催場所	
備 考	

備考

公述申出書を提出し公述人として指定された者で、公聴会を欠席した者については、公述人としての指定を辞退したものとみなす。

第3号様式(第6条関係)

年 月 日

(あて先) 四日市市長

住所

申出人 氏名

印

電話

【申出人が法人の場合は主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名】

地区計画等の原案に対する意見申出書

四日市市都市計画まちづくり条例施行規則第6条第1項の規定により、下記の通り意見を申し出ます。

整理番号	
地区計画等の原案の名称	
申出者の区分	地区計画区域内に住所を有する者 地区計画区域外に住所を有する者(四日市市都市計画まちづくり条例施行規則第6条第2項に規定する書類を添付して下さい。)
意見の要旨	
事務処理欄	

年 月 日

（あて先）四日市市長

住所

提案者 氏名

印

電話

【提案者が法人又は団体の場合は主たる事務所の所在地、
名称及び代表者氏名】

都 市 計 画 提 案 書

四日市市都市計画まちづくり条例施行規則第7条の規定により、都市計画の決定又は変更
について提案します。

なお、提出書類について事実と相違ないことを申し添えます。

	整理番号
提案を行う都市計画の名称	
提案を行う都市計画の対象となる土地の地名、地番	

提 案 説 明 書

提案に係る都市計画		
提案に係る区域の位置		
提 案 内 容		
提 案 理 由		
四日市市都市計画マスタープランへの適合に関する内容		
提案に係る区域の面積	m ²	
提案に係る区域内の土地所有者等の総数	名	
提案に係る区域内の土地所有者等の同意者の数	名	
提案に係る区域内の土地の総地積等	区域内の土地の総地積	区域内の借地権の目的となっている土地の総地積
	m ²	m ²
	合計 m ²	
提案に係る区域内の同意した者が所有する土地の地積等	同意した者が所有する区域内の土地の地積	同意した者が有する借地権の目的となっている区域内の土地の地積
	m ²	m ²
	合計 m ²	
(事務処理欄)		

土地所有者等への説明の経緯に関する資料

説明方法	説明会・その他()
日時	年 月 日
場所	
参加人員	名 (参加者の名簿を添付すること)
対象地区 (いずれかに)	1 提案を行う都市計画の区域 2 都市計画の影響の及ぶ地域 3 その他()
説明会対象地区の設定理由	
開催の周知方法	
説明概要	
参加者の発言要旨 (発言者数 名) 又は土地所有者等の 意見	
同意状況	

- 備考 1 説明会等の開催ごとに作成して下さい。
2 上の記入欄で記載できない場合は別の用紙に記載したものを添付して下さい。
3 説明会等で使用した資料を1部添付して下さい。

周辺環境等に配慮した資料

生活環境（大気、騒音、水質、日照など）に関すること

自然環境（生態系）に関すること

周辺のまちとの調和（景観、周辺地域との交流など）に関すること

その他（交通、福祉のまちづくりなど）に関すること

第 号
年 月 日

住所

氏名 様

四日市市長

印

都市計画提案に対する回答書

年 月 日付けで提出された都市計画の提案について、四日市市都市計画まちづくり条例施行規則第8条の規定により、下記の通り通知します。

整理番号	
提案を行う都市計画の名称	
位 置	
面 積	
市 の 判 断	
判 断 理 由	

年 月 日

(あて先)四日市市長

住所
代表者 氏名 印
電話

地区まちづくり構想策定委員会認定申請書

四日市市都市計画まちづくり条例施行規則第10条第1項の規定により、地区まちづくり構想策定委員会の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

		整理番号
団体の名称		
地区の区域		
目的及び趣旨		
活動の予定		
添付書類	地区の区域を示す図面	
	構成員が概ね地区の区域全体から参加していることを証する書類	
	役員名簿	
	会則、規約等	

第11号様式(第10条関係)

第 号
年 月 日

団体の名称

代表者氏名 様

四日市市長

印

地区まちづくり構想策定委員会に対する通知書

四日市市都市計画まちづくり条例施行規則第10条第2項の規定により、次のとおり

地区まちづくり構想策定委員会として〔 認定
認定の取消 〕 をしましたので通知します。

整理番号	
団 体 の 名 称	
団 体 の 認 定 番 号	
代 表 者 氏 名	
認 定 又 は 取 消 の 理 由	

第12号様式(第11条関係)

年 月 日

(あて先) 四日市市長

住所
申出人 氏名 印
電話

【申出人が法人の場合は主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名】

地域・地区別構想の決定案に対する意見申出書

四日市市都市計画まちづくり条例施行規則第11条の規定により、下記の通り意見を申し出ます。

整理番号	
地域・地区別構想の名称	
位 置	
意 見 の 要 旨	
事 務 処 理 欄	

第13号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

地区まちづくり構想策定委員会
（代表者） 様

四日市市長

印

地域・地区別構想決定書

都市計画マスタープラン地域・地区別構想を策定しましたので、四日市市都市計画まちづくり条例施行規則第12条の規定により通知します。

1. 地域・地区別構想の名称

2. 地域・地区別構想の区域

（都市整備部都市計画課）